議第１３号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年３月３日提出

橿原市長　森下　豊

１　被告となるべき者の住所及び氏名

[redacted]

２　請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

（１）被告は、原告橿原市に対し、市営住宅を明渡せ。

（２）被告は、原告橿原市に対し、金５，９７９，３９０円及び滞納家賃の納期限の翌日から納付済みまで年５分の割合による金員を支払え。

（３）被告は、原告橿原市に対し、平成２８年１２月１７日から第１号の明渡し済みまで１か月金２００，４００円の割合による金員を支払え。

（４）訴訟費用は、被告の負担とする。

３　本件に関する取扱い

（１）判決の結果必要があるときは、上訴することができる。

（２）訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由　市営住宅の家賃を滞納している者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅家賃等の支払いを求めるため、訴えを提起することにつき、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第１４号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年３月３日提出

橿原市長　森下　豊

１　被告となるべき者の住所及び氏名

[redacted]

２　請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

（１）被告は、原告橿原市に対し、市営住宅を明渡せ。

（２）被告は、原告橿原市に対し、金４，５１７，４００円及び滞納家賃の納期限の翌日から納付済みまで年５分の割合による金員を支払え。

（３）被告は、原告橿原市に対し、平成２８年１２月１７日から第１号の明渡し済みまで１か月金１０１，０００円の割合による金員を支払え。

（４）訴訟費用は、被告の負担とする。

３　本件に関する取扱い

（１）判決の結果必要があるときは、上訴することができる。

（２）訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由　市営住宅の家賃を滞納している者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅家賃等の支払いを求めるため、訴えを提起することにつき、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第１５号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年３月３日提出

橿原市長　森下　豊

１　被告となるべき者の住所及び氏名

[redacted]

２　請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

（１）被告は、原告橿原市に対し、市営住宅を明渡せ。

（２）被告は、原告橿原市に対し、金３，７５２，９４０円及び滞納家賃の納期限の翌日から納付済みまで年５分の割合による金員を支払え。

（３）被告は、原告橿原市に対し、平成２８年１２月１７日から第１号の明渡し済みまで１か月金１２４，４００円の割合による金員を支払え。

（４）訴訟費用は、被告の負担とする。

３　本件に関する取扱い

（１）判決の結果必要があるときは、上訴することができる。

（２）訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由　市営住宅の家賃を滞納している者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅家賃等の支払いを求めるため、訴えを提起することにつき、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第１６号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年３月３日提出

橿原市長　森下　豊

１　被告となるべき者の住所及び氏名

[redacted]

２　請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

（１）被告は、原告橿原市に対し、市営住宅を明渡せ。

（２）被告は、原告橿原市に対し、金３，２５０，６５０円及び滞納家賃の納期限の翌日から納付済みまで年５分の割合による金員を支払え。

（３）被告は、原告橿原市に対し、平成２８年１２月１７日から第１号の明渡し済みまで１か月金１００，４００円の割合による金員を支払え。

（４）訴訟費用は、被告の負担とする。

３　本件に関する取扱い

（１）判決の結果必要があるときは、上訴することができる。

（２）訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由　市営住宅の家賃を滞納している者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅家賃等の支払いを求めるため、訴えを提起することにつき、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第１７号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年３月３日提出

橿原市長　森下　豊

１　被告となるべき者の住所及び氏名

[redacted]

２　請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

（１）被告は、原告橿原市に対し、市営住宅を明渡せ。

（２）被告は、原告橿原市に対し、金２，４０２，６２５円及び滞納家賃の納期限の翌日から納付済みまで年５分の割合による金員を支払え。

（３）被告は、原告橿原市に対し、平成２８年１２月１７日から第１号の明渡し済みまで１か月金１２３，２００円の割合による金員を支払え。

（４）訴訟費用は、被告の負担とする。

３　本件に関する取扱い

（１）判決の結果必要があるときは、上訴することができる。

（２）訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由　市営住宅の家賃を滞納している者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅家賃等の支払いを求めるため、訴えを提起することにつき、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第１８号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年３月３日提出

橿原市長　森下　豊

１　被告となるべき者の住所及び氏名

[redacted]

２　請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

（１）被告は、原告橿原市に対し、市営住宅を明渡せ。

（２）被告は、原告橿原市に対し、金５１９，７６５円及び滞納家賃の納期限の翌日から納付済みまで年５分の割合による金員を支払え。

（３）被告は、原告橿原市に対し、平成２８年１２月１７日から第１号の明渡し済みまで１か月金７０，４００円の割合による金員を支払え。

（４）訴訟費用は、被告の負担とする。

３　本件に関する取扱い

（１）判決の結果必要があるときは、上訴することができる。

（２）訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由　市営住宅の家賃を滞納している者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅家賃等の支払いを求めるため、訴えを提起することにつき、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第１９号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１０号の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年３月３日提出

橿原市長　森下　豊

１　放棄する権利

市営住宅家賃に係る金銭債権

２　放棄する債権の額

２，１２４，０００円

３　債務者

[redacted]

４　放棄の理由

債務者が死亡し、相続人も存在せず、債権の回収が困難であると判断したため

理由　権利の放棄につき、地方自治法第９６条第１項第１０号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第２０号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１０号の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年３月３日提出

橿原市長　森下　豊

１　放棄する権利

市営住宅家賃に係る金銭債権

２　放棄する債権の額

３５５，３００円

３　債務者

[redacted]

４　放棄の理由

債務者が死亡し、相続人も存在せず、債権の回収が困難であると判断したため

理由　権利の放棄につき、地方自治法第９６条第１項第１０号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの